

「健康保険 任意継続被保険者資格取得申請書」を提出される皆様へ

以下の内容をよくお読みのうえ、退職後の健康保険についてお手続きください。

1. 任意継続被保険者になるためには

◎任意継続被保険者になるためには、以下の条件が必要となります。

- (1) 退職日(資格喪失日の前日)までに継続して2ヵ月以上の被保険者期間があること。
- (2) 退職日の翌日から**20日以内**(20日目が土日・祝日の場合は翌営業日)に、健康保険組合へ以下の書類を提出すること。**(健保組合必着)**
 - ・「健康保険 任意継続被保険者資格取得申請書」
 - ・「誓約書」

※ 資格取得申請書及び誓約書が20日以内に提出されなかった場合、任意継続被保険者にはなりません。(ただし、届出遅延に対し天災地変等の正当な理由がある場合は除く。)

2. 扶養家族(被扶養者)

◎在職中より被扶養者であり、任意継続被保険者資格取得後も引き続き被扶養者となられる方がいる場合は、資格取得申請書用紙の下部「被扶養者届【任継資格取得時】」に該当する方の氏名等をご記入ください。

◎新たに被扶養者としていたい方がいる場合は、別途「被扶養者(異動)届」及び添付書類が必要となります。詳しくは当組合までお問い合わせください。

3. 任意継続の加入期間について

◎任意継続の加入期間は、任意継続被保険者となってから2年間となります。以下の理由に該当する場合は[]内の日から任意継続の資格を喪失します。

- (1) 任意継続被保険者となった日から2年を経過したとき。
[被保険者証に表示されている資格喪失予定年月日]
- (2) 就職により、健康保険、船員保険、共済組合等の被保険者資格を取得したとき。
[被保険者資格を取得した日]
- (3) 被保険者の方が亡くなられた場合[死亡した日の翌日]
- (4) 保険料を納付期限までに納付しなかった場合[納付期限の翌日]
- (5) 被保険者の方が後期高齢者医療の被保険者資格を取得したとき。
[被保険者資格を取得した日]
- (6) 被保険者の方が喪失の申し出をしたとき。
[資格喪失申出書が受理された日の属する月の翌月1日]

4. 任意継続の保険料額について

◎任意継続の保険料額は、**退職時の標準報酬月額か前年度9月30日現在における三谷健康保険組合の標準報酬月額の平均額のいずれか低い額**が、任意継続被保険者の標準報酬月額となります。

この標準報酬月額に三谷健康保険組合の保険料率を乗じたものが、任意継続被保険者の1ヵ月あたりの保険料額となります。

◎勤務していた時の健康保険料については、事業主と被保険者で折半していましたが、任意継続の保険料については、**全額任意継続被保険者の自己負担となります。**

◎任意継続を取得した後、「就職」により健康保険の資格を取得すると、納付済みの保険料はご返金いたしますが、任意継続の資格を取得した月に就職した場合については、1ヵ月分の保険料がかかり、ご返金は出来ません。

◎任意継続の保険料額については、下記の理由により変更となる場合があります。

- (1) 任意継続加入中に40歳になり介護保険被保険者に該当した場合（健康保険料＋介護保険料）
- (2) 任意継続加入中に65歳になり介護保険被保険者に該当しなくなった場合
- (3) 健康保険料率または介護保険料率が変更された場合
- (4) 三谷健康保険組合における標準報酬月額の平均額が変更された場合

◎国民健康保険について

国民健康保険料は前年の所得によって保険料額が変わります。国民健康保険料額と任意継続の保険料額とを比較して退職後の健康保険加入をお選びください。

*国民健康保険料の軽減措置について

解雇や雇止めなどにより離職された方を対象に国民健康保険料が軽減される制度です。この制度に該当すると、離職の翌日からその翌年度末までの間、国民健康保険料について前年所得の給与所得を100分の30として算定され、任意継続保険よりも国民健康保険に加入した方が保険料の負担が低くなる場合があります。

詳しい説明は、お住まいの市区町村の国民健康保険担当にお問い合わせください。

5. 保険料の納付方法について

＜保険料の納付方法については、以下の①②いずれかの方法により納付して下さい。＞

① 毎月納付

◎**毎月月初に納付書をご自宅へ送付(月末に当組合より発送)**しますので、納付書に記載されている**納付期限**までに納付してください。

□座振替はありません。

◎**納付期限は毎月10日**です。(ただし、以下の場合は除きます。)

- (1) 当該月の10日が土日・祝日の場合(納付期限は翌営業日)
- (2) 初めて保険料を納付する場合(納付期限は当組合が指定した日)

◎当組合から送付した納付書を使用しない納付(ATMによる振込みやインターネットバンキングによる振込み等)でも可能ですが、**振込先及び振込金額(1ヵ月分の保険料額)**

はお間違えの無いようご注意ください。

◎**数ヶ月分まとめての納付はできません。**

当月分の保険料を当月の1日から納付期限までの間に納付し、翌月分以降の保険料は納付しないようにしてください。

納付書を使用しない方法で納付する場合はこの点にご注意ください。

(例) 5月分保険料…5/1~10の納付期限までに納付し、4月には納付しないでください。

◎**納付期限までに保険料が納付されなかった場合は、任意継続の資格を喪失することになります。**

なお、初回分の保険料が納付期限までに納付されなかった場合は、被保険者の資格が取り消しとなります。

納付期限までに納付がなくても、当組合から連絡(催促)は原則いたしません。

正当な理由(天災地変等)が認められない限り納期を延長することはありません。

◎毎月納付を途中から前納納付に変更したい場合は、次回の前納期間から前納することが可能です。

② 前納

◎保険料を前納する場合は、保険料が割引されます。(複利現価法)

この割引により、6ヶ月前納では約1%、12ヶ月前納では約2%お支払額が少なくなります。

◎前納出来る期間は以下のとおりです。

- ・6ヶ月前納 (4月分から9月分までと10月分から翌年3月分まで)
- ・12ヶ月前納 (4月分から翌年3月分まで)

◎前納保険料の**納付期限は、前納開始月の前月末日**です。

納付期限日が土日・祝日の場合は、翌営業日となります。

- ・6ヶ月前納 3月末及び9月末まで
- ・12ヶ月前納 3月末まで

◎前納の納付期限を過ぎますと前納出来なくなり、割引が適用されない①の毎月納付となりますのでご注意ください。

◎納付書は、納付期限の約10日前にお送りします。

□座振替はありません。

◎任意継続被保険者の資格を取得した際、前納の期間は資格取得した月の翌月分から9月分(6ヶ月前納)または翌年3月分(12ヶ月前納)となります。

保険料は資格取得した月から必要となりますので、資格を取得した月分(初回分)の納付書と前納納付書をあわせてお送りします。

なお、初回分の保険料が納付期限までに納付されなかった場合は、被保険者の資格が取り消しとなります。

また、資格取得時の前納期限は、資格取得日の属する月の月末となっていますので、資格取得申請書を提出された時期によっては、前納にて納付することができない場合がありますのでご了承ください。

この場合、次回の前納時期に前納納付書をお送りします。それまでは毎月納付となります。

◎当組合から送付した納付書を使用しない納付(ATMによる振込みやインターネットバンキングによる振込み等)でも可能ですが、**振込先及び振込金額(前納の保険料額)はお**

間違えないようご注意ください。

- ◎前納保険料を納付された後、次回の期間から毎月納付に変更することもできます。その際はお電話にてお申し出ください。
- ◎前納した保険料は、以下の脱退・喪失事由以外返還できません。
 - ・再就職により他の健康保険に加入した場合（国民健康保険は除く）
前納した期間中は健康保険の扶養に入ることも出来ません。
 - ・被保険者本人が死亡した場合

【現金でのお支払い】

当健康保険組合までお越しください。その際はお釣りのないようお願いします。

【領収証明書の発行について】

銀行振込の控や現金払いの領収書は確定申告時に必要ですので、大切に保管してください。

なお、銀行振込の控や現金払いの領収書を紛失された場合は、納付した保険料の領収証明書を発行します。

ご希望される場合は、お電話にてご連絡ください。

6. 保険給付について

- ◎医療費は在職時と同様3割負担(6歳未満は2割負担)です。70歳以上は3割又は2割です。
 - ◎任意継続被保険者は、事業所に勤務していた場合と異なり、一部の保険給付金は支給されません。
支給される保険給付は以下のとおりです。
 - (1) 高額療養費
 - (2) 出産育児一時金
 - (3) 埋葬料(費)
- ※ 傷病手当金・出産手当金は、資格喪失後の継続給付に該当する場合は支給されます。

7. 保健事業について

- ◎任意継続被保険者に対しては、健診補助・インフルエンザ予防接種費用補助、補充薬、マラソン大会参加費補助等は支給されません。
ただし、40～74歳の方を対象とする特定健診は除きます。

◆ ご提出・お問い合わせ先 ◆

〒910-8510
福井県福井市豊島1-3-1 三谷ビル5階
三谷健康保険組合
TEL 0776-20-3155 FAX 0776-20-3169